

Ⅲ 市民経済計算の概念及び用語解説

1 市民経済計算とは

(1) 市民経済計算とは

市民経済計算とは、国民経済計算の基本的な考えや仕組みに基づき、市という行政区域を単位として1年間（年度）に生み出された付加価値を経済活動の成果として推計するものです。市内あるいは市民の経済の循環と構造を生産、分配、支出各面にわたり計量的に把握することにより、経済規模、経済成長率、市民所得などの本市経済の実態を包括的に明らかにするものです。

推計は、国際連合が国民経済計算のフレームワークであるSNA（System of National Accounts）として共通の基準を提示し、これに基づいて国が示している標準方式によって行っているため、外国、国、都道府県、他の指定都市との比較が可能となっています。

(2) 市民経済計算の考え方

ア 市経済全体の捉え方

市内で1年間（年度）に生み出された「付加価値」を合計したものを「市内総生産」といい、これは市経済全体の規模を表す指標となります。

ここでいう「付加価値」とは、経済活動によって新たに付け加えられた価値のことで、財貨・サービスの総額に相当する「産出額」から原材料・光熱燃料・間接費等の「中間投入額」を差し引いたものになります。

市内総生産 (生産側)	=	産出額 (財貨・サービスの総額)	-	中間投入額 (原材料・光熱燃料・間接費等)
-----------------------	---	----------------------------	---	---------------------------------

市民経済計算における「付加価値」には、実際に市場で取引された財貨・サービスが対象となるのが原則であり、家事労働など市場で取引されないものは含まれないことになります。したがって、経済活動を行うのは、民間企業の事業所が主となりますが、政府の生産活動なども市民経済計算の推計範囲に含まれます。

市場価格で取引されていないにもかかわらず生産に含める例外として、持ち家の「帰属家賃」があります。この場合、持ち家に住んでいる人は実際には家賃を支払っていませんが、自ら不動産を営み、自ら家賃を支払っているとみなし、計算を行います。その他、農家が生産した野菜などを家庭で消費するような「自家消費」、会社員の社宅などの「現物給与」も同様に市場を通して取引があったように仮定し、帰属計算により推計を行います。

イ 三面等価の原則

経済活動によって生産された付加価値は、家計には報酬、企業には利潤といった所得として分配され、さらに、家計における消費や企業における投資などの形で支出されます。このように、1年間に市内で生じた付加価値の総額は、生産・分配・支出のどの側面から集計しても、概念上は同じになります。これを「三面等価の原則」といいます。ただし、実際の推計における計数を一致させるためには、概念上の調整を行う必要があります。

2 市民経済計算の概念

(1) 「市内ベース」と「市民ベース」

市民経済を把握する上では、その区分として、「市内ベース」(＝属地主義)と「市民ベース」(＝属人主義)という2つの概念があります。市内ベースは、その生産活動に携わった人の居住地にかかわらず、市という行政区域内における経済活動を把握するものです。

一方、市民ベースは、市居住者の経済活動を行政区域にかかわらず把握するものです。ここでいう居住者には、個人(家計)だけでなく、企業や政府を含みます。

市民経済計算では、「生産」を把握する場合には、どこで経済活動が行われたかという「場所」が重視され、市内ベースを採用しています。「所得」を把握する場合には、誰の所得かという「人」が重視され、市民ベースを採用しています。

$$\text{市民総生産} = \text{市内総生産} + \text{市外からの所得(純)}$$

(2) 「市場価格表示」と「要素費用表示」

価格は、生産に要した生産要素(賃金、利潤等)によって決まります。しかし、実際に市場で売買取引が行われる場合には、政府が消費税のような販売価格を引き上げる働きをもつ税金を課して価格が高くなったり、販売価格を引き下げるような補助金を出したりすることにより低い価格で取引されたりするため、両者は一致しません。

そのため、市民経済計算では、生産に必要とされる生産要素に対して支払われる価格を「要素費用表示価格」、税金(生産・輸入品に課される税)や補助金を含んだ価格を「市場表示価格」と呼び、2つの表示価格で表章しています。市民経済計算では、市民所得(分配)のみが要素費用表示で、その他は市場価格表示を用いています。両者の関係は、以下の式で表され、例えば、要素費用表示で10万円の商品で、2万円の税金が課され、1万円の補助金が出ている場合には、市場価格表示は11万円となります。

$$\text{要素費用表示} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} = \text{市場価格表示}$$

(3) 「名目」と「実質」

「名目」は、物価変動が含まれている年々の時価で金額表示して付加価値を表した値です。名目値は、実際に取引が行われる価格での評価のため実感覚に近い数値であり、産業の構成比の分析、国や他縣市との経済規模の比較に適切な指標です。

しかし、名目値には物価変動の影響が含まれるため、経済成長率(総生産の対前年度増加率)など、異なる時点のデータを比較するには適切な指標ではありません。そういった場合は、名目値を基準年次の価格で評価し直した「実質」の値が用いられます。

実質値は直接推計することは困難であるため、価格変動による影響を除くためのデフレーター(物価調整指数)を作成し、その指数で名目値を除すことにより実質化を行います。名目値、実質値、デフレーターの関係は次のようになります。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター}$$

実質化は、連鎖方式により基準となる年を固定せず対象年の前年を常に基準年とし、伸び率を積み重ねます。デフレーターが100となる参照年は、積み重ねの始めの年となります。ただし、連鎖方式は、各項目の小計と全体の合計が一致しない（＝加法整合性が成立しない）という問題もあります。

(4) 「総（グロス）生産」と「純（ネット）生産」

建物、機械設備などの固定資産は、生産の過程において使用していけば摩耗、損傷していきます。そうした摩耗・損傷分の費用を「減価償却費」といいます。また、使用による摩耗・損傷以外にも、通常予想される範囲における火災・風水害等による損失があり、これによる減耗分を評価した費用を「資本偶発損」といいます。減価償却費と資本偶発損の合計を「固定資本減耗」といい、固定資産が提供するサービスへの対価とみなし、総生産の一部を構成します。

固定資本減耗を含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」、控除して評価するものを「純（ネット）生産」といい、両者の関係は次のようになります。

$$\text{市内純生産} = \text{市内総生産（生産側）} - \text{固定資本減耗}$$

(5) 取引主体の分類

市民経済計算では、取引主体を目的に応じて2種類に分類しています。

ア 経済活動別分類

財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格の違いによって取引主体を分類したものです。

また、実際の作業を行う事業所などは市場生産者と非市場生産者に分けられ、非市場生産者は一般政府と対家計民間非営利団体が該当します。


イ 制度部門別分類

所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位による分類であり、例えば企業の場合、事業所ではなく法人が単位となります。この分類での取引主体は、(a)非金融法人企業、(b)金融機関、(c)家計（個人企業を含む）、(d)一般政府、(e)対家計民間非営利団体の5つになります。

3 統計表の概略

川崎市では現在、県民経済計算標準方式に基づく下記の体系のとおり統計表を作成、公表しています。

県民経済計算標準方式の体系			本市 統計表
I 基本勘定	1. 統合勘定	市内総生産勘定（生産側と支出側）	1-(1)
		市民可処分所得と使用勘定	1-(2)
		資本勘定・金融勘定	
		市外勘定（経常取引）	
	2. 制度部門別 所得支出勘定	非金融法人企業	2-(1)
		金融機関	2-(2)
		一般政府	2-(3)
		対家計民間非営利団体	2-(4)
		家計（個人企業を含む）	2-(5)
	II 主要系列表	経済活動別県内総生産（名目）	
経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）		3-(2)	
市内総生産デフレーター（連鎖方式）		3-(3)	
市民所得及び市民可処分所得の分配		3-(4)	
市内総生産（支出側）（名目）		3-(5)	
市内総生産（支出側）（実質：連鎖方式）		3-(6)	
市内総生産デフレーター（連鎖方式）		3-(7)	
III 付表	一般政府の部門別所得支出取引		
	社会保障負担の明細表（一般政府の受取）		
	一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）		
	経済活動別市内総生産及び要素所得		4-(1)
	経済活動別の就業者数および雇用者数		
	家計の形態別最終消費支出の構成		

(注)  は統計表が未整備となっている

(1) 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果、カネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果を統合して記録し、1年間の本市の経済活動の結果を総括したものです。

ア 市内総生産勘定（生産側及び支出側）

市内ベースの経済を需要と供給の二面からとらえて、生産活動を勘定の形で表したものです。市場価格表示の市内総生産（生産側）と市内総生産（支出側）を統合して表したものです。

市内総生産（生産側、市場価格表示）	市内総生産（支出側、市場価格表示）
市内雇用者報酬	民間最終消費支出
営業余剰・混合所得	政府最終消費支出
固定資本減耗	総固定資本形成
生産・輸入品に課される税	在庫変動
（控除）補助金	財貨・サービスの移出入（純）
	統計上の不突合

イ 市民可処分所得と使用勘定

市民ベースの経済全体について、可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかを表したものです。

市民可処分所得の使用	市民可処分所得
民間最終消費支出	市内雇用者報酬
政府最終消費支出	市外からの雇用者報酬（純）
市民貯蓄	営業余剰・混合所得
	市外からの財産所得（純）
	生産・輸入品に課される税
	（控除）補助金
	市外からのその他の経常移転（純）

(2) 制度部門別所得支出勘定（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計）

非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）、一般政府、対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値（所得）がどの部門に分配され、さらに各制度部門及び市外部門間に様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられたかを示しています。

(3) 経済活動別市内総生産（生産側、名目・実質・デフレーター）

1年間に市内における経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値を、経済活動別に示したものです。これは市内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであり、産出額から中間投入額を控除したものに当たります。

統計表は次頁のような表章となっています（細項目省略）。

項 目	
<p>市場生産者、非市場生産者を含む。</p> <p>輸入した事業所の所在地に計上される税・関税。経済活動別に把握できないため、ここで一括して加算。</p> <p>総資本形成（総固定資本形成と在庫品増加）に係る消費税は、事業者が納税する際に控除できているため、市内総生産からも控除できる。経済活動別に把握できないため、ここで一括して控除。</p>	(1) 農林水産業
	(2) 鉱業
	(3) 製造業
	(4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
	(5) 建設業
	(6) 卸売・小売業
	(7) 運輸・郵便業
	(8) 宿泊・飲食サービス業
	(9) 情報通信業
	(10) 金融・保険業
	(11) 不動産業
	(12) 専門・科学技術・業務サービス業
	(13) 公務
	(14) 教育
	(15) 保険衛生・社会事業
	(16) その他のサービス
4. 小計（1～16）	
5. 輸入品に課される税・関税	
6. （控除）総資本形成に係る消費税	
7. 市内総生産（4+5-6）	

(4) 市民所得及び市民可処分所得の分配

項 目	
<p>雇用者の現金給与など。給与住宅家賃など現物給与を含む。</p> <p>健康保険の保険料、退職金、退職年金支給、公務災害補償費などの雇主負担額。</p> <p>営業余剰・混合所得の財産所得の受払を加えたもので、企業会計上の経常利益に相当。</p>	1. 雇用者報酬
	(1) 賃金・棒給
	(2) 雇主の社会負担
	2. 財産所得（非企業部門）
	(1) 一般政府
	(2) 家計
	(3) 対家計民間非営利団体
	3. 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）
	(1) 民間法人企業
	(2) 公的企業
	(3) 個人企業
	4. 市民所得（要素費用表示）（1+2+3）
	5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金
	6. 市民所得（市場価格表示）（4+5）
	7. その他の経常移転（純）
	8. 市民可処分所得（6+7）

制度部門別所得支出勘定を組み替えて作成されており、分配面から市経済の実態を表します。

生産活動により発生した付加価値は、雇用者が労働の対価として受け取る「雇用者報酬」、企業の利益である「営業余剰」、資産利用の対価である「財産所得」の配分が行われます。統計表の表章では、財産所得は非企業分のみが表章されています。企業の営業余剰に企業部門の財産所得を加えたものを「企業所得」といい、企業会計上の経常利益に相当するものです。「雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」を合計したものが市民所得（要素費用表示）となります。統計表は前記のような表章となっています（細項目省略）。

(5) 市内総生産（支出側、名目・実質・デフレーター）

市民経済計算をそれぞれの経済部門が財貨・サービスを購入（消費、投資）する面、すなわち最終生産物に対する支出の面から把握したものを市内総生産（支出側）といい、市場価格で表示される市内総生産（生産側）に対応します。

統計表は下記のような表章となっています（細項目省略）。市内経済活動による財貨・サービスの処分状況を、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって市内総生産（支出側）が表示されます。さらに、市外からの所得の純額を加算することによって、市民総所得が示されます。

	項 目
私立学校、宗教法人、労働組合、政党などの営利を目的としない団体の自己消費。	1. 民間最終消費支出
	(1) 家計最終消費支出 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出
国出先機関、県、市町村、社会保障基金の自己消費。医療保険給付などの家計への移転的支出を含む。	2. 政府最終消費支出
	3. 総資本形成
市民が市外から受け取った雇用者報酬、利子、配当などと市外へ支払った同項目の差額。	(1) 総固定資本形成 (2) 在庫変動
	4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合
市内総生産に、雇用者報酬と財産所得など市外からの所得（純）を加算し、市民概念に直したもの。	5. 市内総生産（支出側）（1+2+3+4）
	（参考）市外からの所得（純） 市民総所得

(6) 経済活動別市内総生産及び要素所得

市内で1年間に作られた財貨・サービスの合計額である産出額から、中間投入（原材料、燃料費等）を除いたものが市内総生産（生産者価格表示）です。ここから固定資本減耗を控除したものが、市内純生産（生産者価格表示）となり、更にここから生産・輸入品に課される税（補助金控除後）を除いたものが市内要素所得となります。これらの項目を経済活動別に1つの統計表にまとめたものです。

4 用語の解説（五十音順）

【あ】

営業余剰・混合所得

生産活動により産み出された付加価値のうち、企業等生産者の貢献分に対して分配されたものをいいます。付加価値から市民雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（補助金控除後）を差し引いた残差として求められるもので、企業会計でいう営業利益に相当します。

混合所得は、家計のうち個人企業の取り分であり、家計のうち持ち家分（家計の営業余剰）と区別されます。個人企業の取り分は、企業家としての報酬（生産から発生した余剰）と労働報酬の2種類の所得を含むことから、混合所得と呼ばれます。

営業余剰・混合所得は原則として市場での利益の追求を目的とする産業のみで生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者では発生しません。

【か】

家計最終消費支出

家計（個人企業を除く）が新規に財貨・サービスを取得するために行った支出です。農家における自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等は含まれ、土地と建物の購入は含まれません。

企業所得

次の推計式で表され、企業会計上の経常利益と同様の概念です。

企業所得＝営業余剰・混合所得＋財産所得の受取－財産所得の支払

帰属家賃

自己所有の住宅（持ち家住宅）は実際には家賃の受払いを行いませんが、市民経済計算の推計では、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場価格で評価、計算する帰属計算を行います。この家賃のことを「帰属家賃」といい、住宅（持ち家住宅）の所有者は、不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとみなして計算します。

生産系列では「持ち家の帰属家賃」を不動産業（住宅賃貸業）の産出額に、支出系列では家計最終消費支出（住居・電気・ガス・水道の一部）に、分配系列では営業余剰（＝持ち家の帰属家賃－中間投入額－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）が家計の営業余剰に含まれます。

現金による社会保障給付

社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるものです。国民年金、厚生年金、共済組合などからの年金給付、失業給付等が該当します。

現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して、財貨及びサービスを現物により支給する財貨及びサービスのことです。高額医療・出産給付金、国民健康保険等による医療保険給付分及び後期高齢者医療給付分、介護保険給付分などが含まれます。

【さ】

財貨・サービスの移出入

市内居住者と市外居住者との間で行われる財貨・サービスの取引のことです。移出は、市内居住者が市外に対して商品などを払い出すことや、市外居住者が市内で行う消費支出のことで、市内総生産（支出側）に加算します。移入は、市内居住者が市外居住者から商品などを受け入れることや、市内居住者が市外で行う消費支出のことであり、市内総生産（支出側）から控除します。

在庫変動

企業が所有する製品、半製品・仕掛品、原材料等の棚卸資産について、ある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したもののことです。総資本形成の一部を構成します。

財産所得

金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転のことです。利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得および賃貸料からなります。

市外からの所得（純）

市外から受取る雇用者報酬や財産所得と、市外へ支払う雇用者報酬や財産所得との差額のことです。

市民可処分所得

市場価格表示の市民所得に、市外からの財産所得以外の移転（その他の経常移転）の純受取を加えたもので、市民全体の処分可能な所得のことです。民間及び政府の最終消費支出と市民貯蓄の合計に等しくなります。

市民所得

市内居住者が、市内か市外かを問わず携わった生産活動により、得た所得のことです。ここでいう「市民」には個人だけでなく企業も含み、雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計で表されます。また、「1人当たり市民所得」とは、市民所得を市総人口で除したものであり、個人の所得水準を表すものではなく、企業所得等も含んだ市経済全体の所得水準を表すものです。

生産・輸入品に課される税

間接税に相当するものであり、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるもののことです。消費税、関税、酒税、不動産取得税、印紙税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが該当し、所得・富等に課される経常税と区別されます。「生産・輸入品に課される税」から「補助金」を控除したものを「生産・輸入品に課される税（純）」といいます。

政府最終消費支出

政府サービス生産者の産出額から他部門に販売した額を差し引いたものに現物社会給付等を加えたものです。

総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）が新規に購入した有形・無形の固定資産等のことです。

有形固定資産としては、住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送用機械、機械設備、育成資産等があり、民間転用が可能な防衛関係設備等が該当します。無形固定資産としては、コンピューターソフトウェア等が該当します。

総資本形成

民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫増加の合計からなります。

【は】

F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）

Financial Intermediation Services Indirectly Measured の略称。

金融業の産出額の推計における概念。

銀行を中心とした金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずに、預金及び貸出の利ざやという形で間接的にサービス料金を徴収している場合があります。こうしたサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものをいい、金融仲介サービスを他のサービス業と同様に通常の価値を生み出すサービスの一つとして位置づけています。